

# 住 民 監 査 請 求 監 査 結 果

## 第 1 監査の請求

### 1 請求人

札幌市東区北24条東7丁目2-8-8 花香 利啓

### 2 請求書の提出年月日

平成29年3月7日

### 3 請求の内容

次の(1)及び(2)は、本件住民監査請求を要約したものである。

#### (1) 主張事実の要旨

ア 北海道保健福祉部（以下「保福部」という。）は、平成22年8月31日付けで提出された住民監査請求に基づく北海道監査委員による監査の結果を踏まえ、平成21年度の精神保健啓発事業（以下「啓発事業」という。）補助金について過大交付と認められた補助金の返還を、補助の相手方である社団法人A（現在、一般社団法人A、以下「A」という。）に求め、債権管理者となった。

イ 保福部は、「平成21年度啓発事業補助金」について過大交付と認められた補助金の返還命令を行った際、同様の事務処理を行っていた過去の補助事業についても精査を行い、額の再確定に基づき、Aに対して補助金返還をさらに命令し、現在に至るまで債権管理は続いている。その債権額は489万5,229円である。

ウ Aは、平成24年4月11日付けで北海道知事宛に上記イの債務につき債務履行の延期を申請し、保福部は平成24年4月18日付けで、債務金額489万5,229円全額の履行期限を平成24年4月19日から平成29年4月19日に5年間延期することを決定した。

エ Aは、申請の理由を「①平成21年度啓発事業に係る補助金の返還金172万6,473円を平成23年度から5か年計画で返済しており、財政状況は厳しい、②債務の返還に向けて事業の見直しを行い、計画的に返納するため、事務所の移転などで経費を削減し、会員数を平成29年正会員500余名まで増員する、③担保提供できる土地・建物や有価証券などは一切保有していない」としている。

オ 保福部は、決定理由を「①Aは、担保提供又は処分可能な資産（団体所有の土地・建物、有価証券等）を保有しておらず、また、会費収入の減などから非常に厳しい運営状況にある、②事業と運営の見直しや会員増への取組により、安定的な団体及び事業運営の見直しの考え方が示され、償還金の返還意志もあること」とし、履行延期の特約を付し承認することとしている。この際に、その他必要と認める事

項として、平成24年4月27日開催予定の総会の審議内容を確認するため、開催後、速やかに、関係資料及び議事録の提出を求めている。

カ Aが、保福部に提出した平成24年4月27日開催の通常総会議事録は、総会の要件を満たしていないものであり、履行延期の特約等の条件を満たしていない。

議事録において、正会員数は39名としているが、平成23年度の正会員数は305名であり、正会員の過半数、153名以上の出席がなければ総会は開催することができない。正会員とは、Aの定款にあるとおり、この法人の目的に賛同して入会した個人であり、傘下の家族会の数ではない。

キ 保福部は債権管理者でありながら、この事実を放置し、履行期限の繰上げを怠り、北海道に損害を与えている。

ク 北海道石狩振興局保健環境部（以下「環境部」という。）は、Aから平成24年8月21日付けで申請のあった、平成24年度障害者自立支援対策推進費補助金（障害者自立支援基盤整備事業（基盤整備事業））（以下「基盤整備事業」という。）に対し、2,000万円の補助を決定した。

ケ 環境部は、Aの移転に伴う移転先の改修に2,000万円もの補助金（国費）を費やした。当然のことながら、家賃は移転前に比べ大幅に減少しているはずである。

Aは、家賃の減少により、債務返済に充てることができる資金を得たのであるから、この債務の履行延期の特約等に付した条件「債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不適切となったと認められるとき」に該当する。

保福部は、履行期限を繰り上げることが出来るのに、これを怠り北海道に損害を与えている。

## (2) 措置内容

北海道知事に対し、補助金返還債権の一括又は分割による早期回収の措置を講じるよう求める。

## 第2 請求の要件審査

本請求については、措置請求の内容の一部が明らかでなかったため、補正を求めたところ、平成29年3月16日に補正された書面が提出されたことから、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の所定の要件を具備しているものと認め、平成29年3月23日付けをもって、これを受理した。

## 第3 監査の実施

### 1 監査対象事項

北海道が有するAに対する補助金返還債権の管理が、法第242条第1項に規定する「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」に該当するか否かを監査の対象とした。

## 2 監査対象部局

保健福祉部

## 3 請求人の陳述及び証拠の提出

- (1) 法第242条第6項の規定に基づく請求人の陳述については、平成29年3月24日、本人から希望しない旨の意思表示があり、行わなかった。
- (2) 法第242条第6項の規定に基づく請求人からの新たな証拠の提出はなかった。

## 4 監査対象部局からの事情聴取

平成29年4月13日、監査対象部局である保福部から、請求人が違法又は不当に財産の管理を怠る事実であると主張する事項に対する見解などについて、聴取を行った。

その主な説明内容は、次のとおりであった。

- (1) 北海道障がい福祉計画（第4期、H27～H29）において、精神障がい者に対する地域住民の理解促進のための研修会開催や普及啓発を行い、地域生活を支える体制の整備を行うこととしており、精神障がい者の社会復帰の促進や精神障がい者を抱える家族に対する必要な相談指導等を行うとともに、精神保健思想の普及啓発を図ることにより、道内の精神障がい者とその家族の福祉の増進、道民の精神的健康の維持増進に寄与することを目的として、当該補助金をAに交付している。

Aは、道の精神保健福祉施策を推進するために重要な役割を果たしている道内で唯一全道域で活動している当事者と家族の団体であり、当該目的の達成のため、Aが実施する事業に対して、毎年度、法第232条の2に基づき補助金を交付しているものであり、平成24年度以降の5年間で1,920万6,000円を交付している。

- (2) 平成21年度啓発事業について、道費補助金以外のその他の収入を正しく把握することなく過大に補助金を支出しているなどとして、住民監査請求が平成22年8月31日に行われ、監査の結果、過大な交付が認められた。

この結果を受け、保福部は、平成21年度以前の啓発事業補助金のうち、書類が保存され審査が可能な平成18年度から平成20年度分について、改めて実地調査等を行い、同様の事態が確認されたため、補助金額の再確定に基づき、平成24年3月30日に補助金の返還を求め、債権額は、平成18年度分225万6,804円、平成19年度分102万2,899円、平成20年度分161万5,526円で、合計金額は489万5,229円となっている。

- (3) 補助金返還債権の履行延期を承認した理由については、「①Aは担保提供又は処分可能な団体所有の土地・建物、有価証券等の資産を保有していないこと、②会費収入の減などから非常に厳しい運営状況であること、③団体の脆弱な事務処理体制に起因する不適切な会計により返還金を生ずる事態となったが、故意に虚偽の申請・不正な行為を行った訳ではないこと」としている。

これらの理由について、補助金関係書類や支出証拠書類、総会で議決された決算書

類の提出をさせ、確認した結果、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利と判断したほか、全部を一時に返還させることにより、Aが活動できなくなるおそれがあり、こうした事態を避けるために、法施行令第171条の6第1項第2号に基づき、履行延期を承認している。

- (4) 債務履行延期承認時の財務状況を確認する書類について、平成24年度決算分までは、Aが設置している就労支援事業所（以下「事業所」という。）の会計とそれ以外の会計の2つに区分されていたが、啓発事業補助金は、Aが実施する事業を対象として補助をするものであり、事業所で行っている就労訓練などは補助事業の対象になっていないことから、事業所会計の収入計算書等の確認は行わずに、Aの財務状況を確認している。
- (5) 啓発事業補助金について、団体の脆弱な事務処理体制に起因する不適切な会計処理により返還金が生ずる事態となったが、故意に虚偽の申請や不当な行為を行った事実はないため、債務者の故意又は重大な過失によらない不当利得による返還金であると認め、北海道財務規則（以下「規則」という。）第275条第3号及び第276条第3号に基づき、担保を免除し、延納利息を付さないこととしている。
- (6) 債務履行延期承認時に平成24年4月の通常総会議事録、収支計算書の提出を求めた目的は、履行延期申請書の提出が平成24年4月11日であり、その際に記載された内容について、同月27日に開催される総会で債務履行延期の件が審議対象となっていたことから、その審議状況及び財務状況を確認するためのものである。
- (7) 平成24年4月の通常総会議事録において、履行期限である平成29年度までの取組内容が記載され、総会での審議結果が確認できたことから、その際の目的は果たしたと考えており、その後の内容確認については、毎年の補助金交付事務の中で関係書類を確認し、実地検査において財務状況を確認していることから、履行期限である平成29年度までは特に書類の提出は求めず、履行期限内に取扱いを検討することとした。
- (8) 債務履行延期承認の特約等に付した条件（以下「履行延期条件」という。）に、債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めるとしているが、債権保全上の必要があるときは、団体の破産危機やその他団体運営が機能しなくなるような問題が発生した場合、あるいは問題が発生するおそれがあると認識した場合であるとしている。

なお、Aに対して保証人の設定はしていない。

- (9) 履行延期条件に、その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不相当となったと認められるときは、履行延期を繰り上げることがあるとしているが、資力の状況その他の事情の変化とは、団体に臨時収益が生じた場合などが該当する。

しかし、通常の資力状況における変化等については、団体運営上必要な資金繰りの確保や適正な収支の見直しなどにつながるものでもあることから、大幅な収益等の増が見込まれる場合、あるいは増があったと確認される場合に、Aと協議し検討することとしている。

- (10) 履行延期条件に、その他債務者の資力の状況その他の事情の変更により必要があると認めるときは、担保を提供させ又は延納利息を付することがあるとしているが、Aは、担保となる資産は保有しておらず、担保の提供や延納利息を求めること等については、一例として、返還金を生ずる事態となったことについて、故意または重過失によるものと新たに発覚した場合には検討することとしている。

また、Aは、基盤整備事業により賃借物件である事務所の内部改修を行っているが、この資産については、補助事業により取得した不動産及びその従物を補助金の交付目的に反して取り扱うことは禁じられていることに加え、固有の資産としての不動産ではないことから、担保に付すべき財産にはそぐわないと判断している。

- (11) 平成28年1月19日に、平成21年度分の補助金返還債務の分割返済が完了しているが、平成18年度から平成20年度分の債権回収については、今後の返還方法について、平成28年8月頃からAと協議を進めている。

A会長等と面談の上、返還に係る話し合いを行ったが、財務状況が厳しいとの回答を受けて、その後複数回にわたり、事業所の利用者数増に伴う給付金や会費を増やすための意見交換など、返還に向けた取組の方針に関する協議を行っているが、平成28年度においては、一部返還も非常に厳しい状況であるとの申出があり、その状況を同年度決算見込みの提出を受け確認した。

- (12) Aが保福部に提出した平成24年4月27日開催の通常総会議事録は、総会の要件を満たしていないものであり、履行延期の特約等の条件を満たしていないため、債務の履行延期の繰り上げを求めるべきと請求人が主張しているが、保福部としては、「①Aの定款において、総会決議については、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、当該正会員の議決権の過半数をもって行う旨が規定されており、総会決議についての対応としては、現在、出欠確認を家族会単位で行い、欠席者については委任状を出席者に手渡すなどして、この総会を開催していると口頭により回答があったこと、②こうした運用については、地域の家族会が集まった団体のため、代表制で行わざるを得なかった事情があり、団体ができた昭和41年から、このような方法で行っていたこと、③他の疾患の家族会の団体においても同様の取扱いを行っているところが多く、Aだけが特別な取扱いではないこと」から、平成24年度の総会の議事録としては、実務上は問題ないものと解釈している。

- (13) 事務所移転に伴う家賃支出の減少により、債務返済に充てる資金を得ているにもかかわらず、履行延期の繰り上げを怠っていると請求人が主張しているが、Aからは、平成21年度啓発事業に係る補助金の返還金を分納中であることや財務状況が厳しいこ

と、会員数を増加させ組織強化を図るための取組として、会費の減額を行ったが、見込みどおりの会員増につながらず、運営の厳しい状況は変わらなかったため、平成21年度分の返還でさえ理事や役員個人からの寄付等に頼らざるを得ず、今なお資金繰りに余力は全くない状態であり、繰上げは困難との回答があり、保福部としては、平成27年度の決算書により財務状況の確認を行い、繰上げ返済は困難であると判断している。

- (14) 今後の債権管理の方針については、これまで数度にわたり、Aに対し、返還意志の確認や今後の考え方について協議してきたが、Aは返還する意志を示しており、今後の取組案を団体に示している。

ア 地域の医療機関や理解のある医師等の協力により、連携をいっそう密にする取組を通じて会の活動を広報していくほか、各種相談窓口や病院等に会のリーフレット等を配布することにより広報周知活動を強化する。

イ 会費の値上げの検討を行う（平成25年以前3,500円、現在2,000円）。

ウ 事業所の事業開拓、職種の増などにより事業を拡大し、収益を上げる。

エ 法人運営費経費の縮減を見直す（理事の日当の無償化など）。

オ 道の関与を強化するため、年に複数回（毎月または四半期）の返還を行う（今までは年1回）。

今後も以上の視点で、団体と返還に向けて協議を継続して行う予定としている。

- (15) 保福部に対し、平成29年4月19日に履行期限を迎える補助金返還債権について、今後の対応が決まり次第、その内容を報告するよう求めたが、これによれば、Aは平成29年4月18日に履行延期を申請し、保福部は同月19日付けで、平成34年4月19日まで履行期限を繰り延べる一方、あわせて少なくとも毎年20万円ずつ返還することとし、返還額はその都度協議することとしている。

## 5 実地監査

平成29年4月7日、保福部に対し、平成24年3月30日に発生した補助金返還債権の管理について、実地監査を行った。

## 6 関係人調査

平成29年3月30日にAに対して関係人調査を実施し、資産の状況等について調査した。その主な内容は次のとおりである。なお、表等に、適宜、注を加えた。

- (1) 事業所の会計とその他の会計に係る決算を合算した平成23年度及び平成24年度並びに法人として両会計を一本化した平成25年度以降の貸借対照表は次のとおりである。

## 【A貸借対照表】

(単位：円)

| 区 分                | 科 目     | H 2 3     | H 2 4      | H 2 5      | H 2 6      | H 2 7      |
|--------------------|---------|-----------|------------|------------|------------|------------|
| 資産の部               | 現金預金    | 674,379   | 857,102    | 2,900,115  | 1,553,310  | 942,522    |
|                    | 未収入金    | 4,391,931 | 3,565,224  | 3,574,020  | 4,427,521  | 4,487,143  |
|                    | 仮払金その他  | 309,415   | 0          | 31,240     | 22,220     | 0          |
|                    | 流動資産計①  | 5,375,725 | 4,422,326  | 6,505,375  | 6,003,051  | 5,429,665  |
|                    | 建物      | 0         | 15,788,862 | 15,467,461 | 15,146,060 | 14,824,659 |
|                    | 建物附属設備  | 0         | 3,507,670  | 3,257,767  | 3,007,864  | 2,757,961  |
|                    | 敷金その他   | 72,800    | 342,800    | 342,800    | 342,800    | 342,800    |
|                    | 固定資産計②  | 72,800    | 19,639,332 | 19,068,028 | 18,496,724 | 17,925,420 |
| 資産の部合計③ (①+②)      |         | 5,448,525 | 24,061,658 | 25,573,403 | 24,499,775 | 23,355,085 |
| 負債の部               | 未払金     | 3,027,325 | 1,681,599  | 1,485,783  | 1,273,538  | 747,316    |
|                    | 預り金     | 474,061   | 657,511    | 221,209    | 263,017    | 362,312    |
|                    | 短期借入金   | 2,260,000 | 2,800,000  | 2,753,000  | 1,853,000  | 1,853,000  |
|                    | 前受金その他  | 36,500    | 0          | 0          | 9,000      | 213,000    |
|                    | 流動負債計④  | 5,797,886 | 5,139,110  | 4,459,992  | 3,398,555  | 3,175,628  |
| 正味財産の部             | 指定正味財産  | 0         | 19,296,532 | 18,725,128 | 18,153,824 | 17,582,520 |
|                    | 一般正味財産  | ▲ 349,361 | ▲ 373,984  | 2,388,283  | 2,947,396  | 2,596,937  |
|                    | 正味財産合計⑤ | ▲ 349,361 | 18,922,548 | 21,113,411 | 21,101,220 | 20,179,457 |
| 負債及び正味財産合計 ⑥ (④+⑤) |         | 5,448,525 | 24,061,658 | 25,573,403 | 24,499,775 | 23,355,085 |

注1 H 2 3は正味財産は設定されていないが、貸借対照表をもとに作成した。

注2 H 2 4は決算書では一般正味財産のみ記載されていたが、H 2 5以降の実態に合わせて、一般正味財産に計上されている建物等を指定正味財産に振替え計算しなおした。

注3 AはH 2 3及びH 2 4の事業所会計とその他会計の決算を合算していなかった。その内訳は次のとおり。

(単位：円)

| 区 分         | 事業所会計     |           | その他の会計      |            | 合 計       |            |
|-------------|-----------|-----------|-------------|------------|-----------|------------|
|             | H 2 3     | H 2 4     | H 2 3       | H 2 4      | H 2 3     | H 2 4      |
| 流動資産⑦       | 4,296,604 | 3,737,703 | 1,079,121   | 684,623    | 5,375,725 | 4,422,326  |
| 固定資産⑧       | 0         | 0         | 72,800      | 19,639,332 | 72,800    | 19,639,332 |
| 資産合計⑨ (⑦+⑧) | 4,296,604 | 3,737,703 | 1,151,921   | 20,323,955 | 5,448,525 | 24,061,658 |
| 流動負債⑩       | 1,294,211 | 682,422   | 4,503,675   | 4,456,688  | 5,797,886 | 5,139,110  |
| 正味財産⑪ (⑨+⑩) | 3,002,393 | 3,055,281 | ▲ 3,351,754 | 15,867,267 | ▲ 349,361 | 18,922,548 |

(2) 収支の状況は、次のとおりである。

## 【A正味財産増減計算書】

(単位：円)

| 科 目                  | H 2 3       | H 2 4      | H 2 5      | H 2 6      | H 2 7      |
|----------------------|-------------|------------|------------|------------|------------|
| 経常増減                 |             |            |            |            |            |
| 経常収益計①               | 36,054,786  | 33,292,862 | 34,189,889 | 35,153,516 | 34,138,660 |
| うち受取会費               | 1,894,625   | 1,693,400  | 1,159,000  | 1,250,000  | 1,291,500  |
| 給付金                  | 17,212,880  | 18,293,577 | 20,257,660 | 23,471,808 | 23,574,982 |
| 受取寄附金                | 1,235,300   | 2,149,840  | 2,789,911  | 381,286    | 233,031    |
| 経常費用計②               | 38,921,376  | 33,317,485 | 31,412,722 | 35,017,403 | 34,489,119 |
| うち建物賃借料              | 6,254,628   | 5,689,839  | 3,402,000  | 3,402,000  | 3,402,000  |
| (参考) 1箇月経常費用         | 3,243,448   | 2,776,457  | 2,617,727  | 2,918,117  | 2,874,093  |
| 経常外増減③               |             |            | ▲ 15,000   | 423,000    |            |
| 当期一般正味財産増減額④ (①-②+③) | ▲ 2,866,590 | ▲ 24,623   | 2,762,167  | 559,113    | ▲ 350,459  |
| 一般正味財産期首残高⑤          | 2,517,229   | ▲ 349,361  | ▲ 373,884  | 2,388,283  | 2,947,396  |
| 一般正味財産期末残高⑥ (④+⑤)    | ▲ 349,361   | ▲ 373,984  | 2,388,283  | 2,947,396  | 2,596,937  |
| 指定正味財産増減⑦            |             | ▲ 503,468  | ▲ 571,304  | ▲ 571,304  | ▲ 571,304  |
| 指定正味財産期首残高⑧          |             | 19,800,000 | 19,296,432 | 18,725,128 | 18,153,824 |
| 指定正味財産期末残高⑨ (⑧-⑦)    |             | 19,296,532 | 18,725,128 | 18,153,824 | 17,582,520 |
| 正味財産期末残高⑩ (⑥+⑨)      | ▲ 349,361   | 18,922,548 | 21,113,411 | 21,101,220 | 20,179,457 |

注1 H 2 3は正味財産増減計算書が作成されていないため、損益計算書をもとに作成した。

注2 H 2 4の一般正味財産期末残高とH 2 5の同期首残高、H 2 4の指定正味財産期末残高とH 2 5の同期首残高に100円の不一致があるが決算数値のままとした。

注3 建物賃借料は総勘定元帳から算出したもの。

(3) Aは平成24年度の途中で事務所を移転しているが、旧事務所の月額家賃が52万1,219円であったことを総勘定元帳により、現在の事務所の月額家賃が28万3,500円であることを賃貸借契約書により確認した。

総勘定元帳によれば、平成23年度から平成27年度までの年間家賃額は、平成23年度625万4,628円、平成24年度568万9,839円、平成25年度以降は340万2,000円である。

(4) Aは、平成23年度の決算期において、家賃の一部58万1,010円を滞納していることを総勘定元帳により確認した。

(5) Aは、平成21年度啓発事業補助金返還債務172万6,473円を平成23年度から平成27年度までの5か年間、5回の分割による返済を平成28年1月に終えていることを総勘定元帳により確認することが出来たが、貸借対照表には計上されていなかった。

(6) 補助金返還債務489万5,229円が貸借対照表及び総勘定元帳に計上されていなかったことを確認した。

(7) 平成24年4月27日に開催された通常総会議事録の記載では、その定足数確認において「正会員現在数39名、出席13名、委任状提出者19名」と記載されている。

平成28年5月29日開催の議事録では、「正社員家族会数38家族会（302名）個人会員13名合計315名のうち出席家族会数16（175名）、委任状提出家族会数16（92名）、個人正社員13名のうち、出席3名委任状6名」との記載があり、総会出席に当たりあらかじめ提出する出欠届では、家族会代表者が委任を受けて出席することが認められている。

平成28年7月20日現在のAの家族会名簿では、家族会数が38家族会あり、この中に会員が1名から20名所属しており、家族会の会員数は294名となっている。

#### 第4 監査の結果

本請求については、次のとおり決定した。

本請求については、これを棄却する。

以下、事実関係の確認、判断及び意見を述べる。

##### 1 事実関係の確認

(1) 団体の位置付けについて

Aは、精神障がい者の社会復帰の促進や精神障がい者を抱える家族に対する相談指導等を行っており、北海道の精神保健福祉施策を推進するために必要な役割を果たしている道内で唯一、全道域で活動している当事者と家族からなる団体であり、毎年、北海道が補助金を交付するなど、一定の社会的役割を担っている団体である。

北海道は、平成24年度469万円、平成25年度422万1,000円、平成26年度379万9,000円、平成27年度341万9,000円、平成28年度307万7,000円の5年間で1,920万6,000円の補助金を交付している。

(2) 法令等の定めについて



#### ア 債務の履行期限の延期について

法施行令第171条の6で、普通地方公共団体の長は、債権について、「債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき」、「債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき」などにおいて、その履行期限を延長する特約をすることができる」と規定されている。

規則第271条では、「政令第171条の6の規定による履行延期の特約等は、債務者からの履行延期の申請に基づいて行うもの」とされ、債権管理者は、申請により、「その承認又は不承認を決定し、その旨を当該債務者に通知するものとする」と規定している。

また、規則第275条、第276条で、「履行延期の特約等をする債権が債務者の故意又は重大な過失によらない不当利得による返還金に係るものである場合」は担保の提供を免除し、延納利息を付さないことができると規定している。

#### イ 債権の管理について

規則第257条で、債権が発生したときは、遅滞なく、「当該債権に係る債権管理者に対し、債権発生（帰属）通知書により通知しなければならない」とされ、同第358条では、債権管理者は、債権管理簿を備え、必要な事項を記録しておかなければならないとされている。

規則第282条では、部長等又は部局長は、その所掌する債権について、「債権現在高報告書を作成し、6月20日までに総務部長に提出しなければならない」とされている。

### (3) 補助金返還債権の管理について

ア 保福部は、平成21年度啓発事業補助金に係る住民監査請求の結果を受けて、平成18年度から平成20年度の啓発事業補助金について、精査の上、再確定を行い、平成24年3月30日に補助金返還を命令し、同日、履行期限が同年4月19日とする債権発生通知書を債権管理者に通知した。債権額は、平成18年度分225万6,804円、平成19年度分102万2,899円、平成20年度分161万5,526円の合計489万5,229円となっている。

イ Aは、平成24年4月11日、平成21年度啓発事業補助金返還債務の返還があること、会員数の減少に伴う会費収入の減などから余剰金を見込める状況にないこと、金融機関からの資金借入れに必要な担保提供できる資産も所有していないため、債務の全部を一時に返還するための資金の借入れもできないとして、債務の履行延期の申請をした。

ウ 保福部は、Aが有する資産の状況から、当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、履行期限を延長することが徴収上有利であると認め、平成24年4月18日付けで、履行期限を平成29年4月19日とする5年間の履行延期を承認した。

エ このとき、保福部は、当該債権が債務者の故意又は重大な過失によるものではな

いとして、担保を免除し、延納利息は付さないこととした。

オ 保福部は、履行延期承認通知書で次のような条件を付した。

(ア) 債権の保全上、必要なときは債務者又は保証人に対し、業務又は資産の状況に関し、質問し、帳簿書類等を調査し、又は資料の提出を求めることがある。

また、平成24年度通常総会開催後、速やかに議事録及び関係書類（平成23年度総事業収支計算書及び平成24年度総事業収支予算書に、それぞれ理事会の議決済みである旨証したものを）を提出しなければならない。

(イ) 次の場合に、当該債権の全部又は一部について、当該延長に係る履行期限を繰り上げることがある。

a 債務者が道の不利益にその財産を隠し、そこない、若しくは処分をしたとき若しくはこれらのおそれがあると認められるとき又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。

b 債務者に次のいずれかに掲げる理由が生じたとき。

(a) 債務者が強制執行を受けたとき。

(b) 債務者が国税若しくは地方税又はその他の公課について滞納処分を受けたとき。

(c)～(h) (略)

c 債務者が(ア)の条件その他の当該履行延期の特約等に付された条件に従わないとき。

d その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不適当となったと認められるとき。

(ウ) 債務者の資力の状況その他の事情の変更により必要があると認めるときは、担保を提供させ又は延納利息を付すことがある。

カ Aは、保福部が債務の履行延期承認に当たり提出を求めた平成23年度の収支計算書に事業所の決算数値を含めないで計算書を提出した。

キ 保福部は、オの(イ)のdの「債務者の資力の状況その他の事情の変化」とは、Aに大幅な収益の増が見込まれる場合、あるいは増があったと確認される場合が該当するとしている。

ク 保福部は、履行延期の承認で、債務者の資力の状況その他の事情の変化により、履行期限を繰り上げたり、担保を提供させ又は延納利息を付すことがあると条件をつけているが、啓発事業補助金の交付事務の検査以外で、債権管理の観点から帳簿書類等の調査を行ったことはない。

ケ 保福部は、補助金返還債権に係る債権現在高報告書は総務部長に提出していない。

コ 平成29年4月19日以降の債権管理について、履行期限を平成34年4月19日まで繰り延べること、少なくとも毎年20万円ずつ債務を返還することなどとしている。

(4) Aの資力の状況について

ア Aは、補助金返還債務を貸借対照表に計上していなかったが、このことを踏まえ、平成23年度以降の資力の状況を整理すれば次のようになる。

(単位：円)

| 科 目                        | H 2 3       | H 2 4       | H 2 5       | H 2 6       | H 2 7       |
|----------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 当期一般正味財産増減額<br>①           | ▲ 2,866,590 | ▲ 24,623    | 2,762,167   | 559,113     | ▲ 350,459   |
| 一般正味財産期末残高<br>② (①+前期期末残高) | ▲ 349,361   | ▲ 373,984   | 2,388,283   | 2,947,396   | 2,596,937   |
| 要補助金返還額<br>③ (④+⑤)         | 6,271,702   | 5,921,702   | 5,571,702   | 5,221,702   | 4,895,229   |
| うちH21年度分 ④                 | 1,376,473   | 1,026,473   | 676,473     | 326,473     | 0           |
| うちH18-20年度分 ⑤              | 4,895,229   | 4,895,229   | 4,895,229   | 4,895,229   | 4,895,229   |
| 一般正味財産期末残高<br>⑥ (②-③)      | ▲ 6,621,063 | ▲ 6,295,686 | ▲ 3,183,419 | ▲ 2,274,306 | ▲ 2,298,292 |
| 指定正味財産期末残高                 | 0           | 19,296,532  | 18,725,128  | 18,153,824  | 17,582,520  |

Aの財産は会計上、指定正味財産と一般正味財産とに区分され、当期一般正味財産増減額とは企業の純損益に当たるとされている。

なお、指定正味財産は、建物及び建物附属設備であり、平成24年度の基盤整備事業により1,980万円の補助金を受け、現在賃借している事務所の内部設備等を改修したものであり、当該固定資産が、1,980万円の補助事業で取得され、その内容が建具、内装工、給排水機械設備、暖房、電気設備などの資産の取得であり、建物から分離して使用することが困難であることは、平成25年8月20日に実施した北海道監査委員監査で明らかとなっている。

イ Aの平成23年度における旧事務所の年間家賃支払額は625万4,628円、平成24年度は期中に事務所を移転しており、その支払い家賃総額は568万9,839円である。そして平成25年度における現在事務所の年間家賃支払額は340万2,000円となるから、平成23年度との対比では、差引285万2,628円の減少となっている。

ウ 平成25年度に受取会費が約53万円減少し、その後、大きな回復は見せていない。平成26年度には、寄附金収入が対前年度比で約240万円減少し、その後、回復していない。

(5) 通常総会における定足数について

平成24年4月27日に開催された通常総会議事録の記載では、その定足数確認において「正会員現在数39名、出席13名、委任状提出者19名」と記載されているが、平成28年5月29日開催の議事録では、「正社員家族会数38家族会(302名)個人会員13名合計315名のうち出席家族会数16(175名)、委任状提出家族会数16(92名)、個人正社員13名のうち、出席3名委任状6名」との記載となっており、家族会代表者が委任を受けて出席することが認められている。

平成28年7月20日現在のAの家族会名簿では、家族会数が38家族会あり、このなか

に会員が1名から20名所属しており、家族会の会員数は294名となっている。

## 2 判 断

- (1) 請求人は、保福部が補助金返還債権について、Aの資力の状況が債務履行延期の特約に付した条件に反しているのに、当該債権の管理を違法又は不当に怠り、債権の回収を遅らせ、北海道に損害を与えていると主張する。
- (2) しかしながら、法施行令第171条の6第1項で、地方公共団体の長は、「債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき（1号）、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき（第2号）、その他一定の条件があるとき（3号から5号まで）」には、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができ、この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げないとされている。

一方、法施行令第171条の3によれば、普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならないが、法施行令第171条の6第1項各号の一に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでないとしている。

したがって、上記事由がある場合には、履行期限の繰上げをしなかったとしても違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるとはいえない。

- (3) そこで、保福部が、Aの資力の状況から債務の全部を一時に履行することが困難で、履行期限を延長することが徴収上有利であるとして、履行延期を承認したのであるから、はじめにAの資力の状況について判断する。
- (4) Aの財産は指定正味財産と一般正味財産であり、指定正味財産は賃借している事務所の造作物であり、建物から分離して使用できる担保価値のある資産ではないため、以下、一般正味財産の内容について検証する。
- (5) 保福部は、補助金返還債務の履行延期承認に当たり、事業所の決算数値を含めない形で履行延期の決定をしたが、Aの平成23年度決算では、事業所の決算数値を含めないときが▲335万1,754円、含めたときで▲34万9,361円の債務超過であり、いずれにしても、債務超過であった事実には変わりはない。

また、事業所の決算数値を含めた数値に平成21年度及び平成18年度から平成20年度までの補助金返還債務を加えれば、法人の一般正味財産は▲662万1,063円と更に大きな債務超過となる。

平成24年度以降の推移を見ても、法人の一般正味財産は、平成24年度▲629万5,686円、平成25年度▲318万3,419円、平成26年度▲227万4,306円、平成27年度▲229万8,292円となっており、債務超過額が減少しているものの、保福部が履行延期を承認

するときに根拠とした法施行令171条の6第1項第2号の「債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利である」と認めたときから、債務超過にあるAの資力の状況には変化がないものである。

- (6) 請求人は、平成24年4月27日開催の通常総会は定足数の要件を欠いているから履行延期の特約等を満たしていないと主張するが、保福部の事情聴取の内容及び関係人調査の結果により確認された事実から、当該議事録の記載が不十分であったものの、定足数の過半数を下回る明確な事実は認められず、総会の有効要件を欠いているということとはできない。
- (7) 以上のとおりであるから、保福部が、債権現在高報告書を作成していないことなど一部に適切さを欠く事実も認められるが、Aの資力の状況は、履行期限を繰り上げることができるような状態にはなかったことは明らかであり、また、当該債権の履行期限である平成29年4月19日以降は、債権回収に向けた明確な条件を付し債権管理を行っていることを勘案すると、北海道に損害が発生しているとは認められず、請求人の主張には理由がないので、これを棄却する。

### 3 意見

今回の監査を通じての監査委員としての意見を述べる。

債権の管理基準として、「債権の管理に関する事務は、法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上最も国の利益に適合するように処理しなければならない」と国の債権の管理等に関する法律（昭和31年5月22日法律第114号）で定められ、普通地方公共団体における債権に係る事務にあっても同様である。今回の監査において、当該債権については、違法又は不当に財産の管理を怠っているとは認められないことを確認したが、履行延期承認を行った債権については、履行延期期間中の債務者の財務状況を十分把握し、同法の趣旨に則り、適切な債権回収を図られたい。

また、保福部は、毎会計年度の終了後に、当該債権に係る債権現在高報告を総務部に提出することとなっているが、この報告が適切に行われておらず、決算関係書類に登載漏れがあったことは遺憾であり、今後、この様なことがないよう強く求めるものである。